

境界明示申請及び境界確定に要する関係書類等一覧表

提出書類	注 意 事 項
1. 境界明示の申請	
1) 境界明示申請書 (1部申請)	境界確定をする理由は、具体的に記入して下さい。 申請者の印は、実印を押印して下さい。
2) 委任状	委任する者(申請者)の印は、実印を押印して下さい。 代理人の連絡先を明記して下さい。
3) 印鑑登録証明書	必要により原本還付します。
4) 代表者事項証明書	法人の場合添付してください。
5) 隣接地調書	公共物に接するすべての土地に関して土地調書を作成して下さい。
6) 位置図	申請場所がわかりやすい住宅地図又は1/2,500の都市計画図等を添付して下さい。
7) 登記事項証明書	公共物に接するすべての土地の登記事項証明書を添付して下さい。
8) 公図 (14条地図)	公図(14条地図)は、申請地及び隣接地の全体を表すものを添付して下さい。 公図は法務局認証のある原本を添付して下さい。(原本還付可) 2枚に亘る場合は、合成公図を添付して下さい。
9) 閉鎖土地所在図 (閉鎖公図)	必要により隣接号界図を添付して下さい。 申請地(黄色)、里道(赤色)、河川・水路(青色)、堤塘敷(黄緑色)を着色して下さい。 地籍調査実施地域においては、閉鎖公図を添付して下さい。
10) 地籍測量図	申請地及び隣接地の法務局備付地籍測量図がある場合は、添付して下さい。
11) 現況平面図	
12) 既明示図	参考資料として取得された既明示図書がある場合は、添付して下さい。
※相続が伴う場合	
13) 戸籍謄本	被相続人(出生から死亡まで)の謄本(写し)を添付して下さい。
14) 相続関係説明図	すべての相続関係者を示す説明図を添付して下さい。
15) 遺産分割協議書	未登記の場合は、遺産分割協議書(写し)を添付して下さい。
2. 立会準備	
1) 立会準備	<p>利害関係人への調整は全て申請者側で行って下さい。(立会日等)</p> <p>明示申請後、申請者側で立会関係人全員と立会日時を調整され、土木管理課まで連絡願います。但し、場合により再度調整して頂く事がありますので、あらかじめ予備日も含めて調整願います。</p> <p>立会時間は原則午前の場合は10時から 午後の場合は14時からでお願いします。</p> <p>※利害関係人とは、隣接・対側土地所有者全員及び地元総代、水路がある場合は水利組合長です。</p> <p>国土調査の実施地域は立会までに必ず国土調査の現地復元をしておいて下さい。</p> <p>※座標のない地域でも公図隅の世界座標から申請地の座標を求め、国調のスケールアップと現地実測との合わせ込み等により復元して下さい。</p> <p>※国土調査の現地復元を行っていない場合、立会に応じられない場合があります。</p> <p>国土調査実施地域で、14条地図と現況が異なる場合は、その経緯について十分調査を行い、土木管理係とも協議し、必要により同時立会を求めて下さい。</p>

既明示図又は地積測量図等がある場合は、立会日までに再現をしておいて下さい。
法定外公共物（里道・水路）等は、両側明示（幅員の両側に朱線をいれる）が原則です。
公図と現地が明らかに相違している場合は地図訂正が前提となります。

3. 境界の確定

<p>1) 境界確定書 (2部作成)</p>	<p>申請者(本人)による記名押印(実印)をして下さい。 確定図面とにすべての立会関係人の署名・押印、割印(実印)をして下さい。 明示箇所の起終点及び隣接地(点接・対側地含む)の地名・地番を明記して下さい。 立会・測量年月日及び測量者の氏名・職名・資格番号を明記し、押印して下さい。 A3用紙山折りでA4として下さい。 境界確定書と確定図をホッチキス止めし、測量者を含め関係者全員の割印をして下さい。</p>
<p>2) 境界確定図 平面図(実測) 断面図(実測) (2部作成)</p>	<p>境界確定図は用紙サイズA3を基本として作成して下さい。(複数枚可) (例:平面を1枚目、断面、座標リストを2枚目、押印欄を3枚目等) 注:図面には測量者を含め関係者全員の割印が必要です。 縮尺は、市街地(建物密集地)では1/300以上、郊外地においては1/500以上を基本として作成して下さい。 平面図には、地名・地番・方位・縮尺及び測量年月日・測量者の資格、職、氏名、印を記入して下さい。 確定図面には座標リストを添付してください。各測点(測点座標値表)及び引照点(引照点座標値表)を区分して記載して下さい。 注)街区基準点、国調座標については、土木管理係に問い合わせ下さい。 断面図の縮尺は、1/100を基本として作成して下さい。 断面位置は原則として起終点、地番界、各変化点とします。また、里道、水路等の幅員確定の場合は、最大、最小幅の断面も作成して下さい。 法定外公共物は両側境界確定を基本をしている為、対側地まで確定して下さい。</p>
<p>3) 写真(各測点毎)</p>	<p>公共物との境界における測点(各断面測点を含む)の境界プレート、鋸又は杭が確認できる各測点・引照点毎の近景及び遠景写真を提出して下さい。</p>
<p>4) 土地管理者証明</p>	<p>隣接・対側所有者において、登記名義人が被相続人である場合、相続人全員の押印を原則としますが、場合により相続人兼土地管理者代表とする事が出来ます。</p>
<p>5) 立会者名簿</p>	<p>別添様式の「立会者名簿」に実際の立会者の署名をお願いして頂き、その名簿の提出をお願いします。なお、要件を満たしていれば、既に使用されている様式でも可とします。</p>
<p>6) 地図訂正</p>	<p>地図訂正を伴う場合、地図訂正を先に行って頂き、変更後の公図提出後、確定手続を行います。</p>

4. 明示申請の取下げ

	<p>万一、押印がもらえない等の理由で境界明示確定出来ない事が明らかとなった時は、すみやかに境界明示取下申請してください。 境界明示申請をされてから、おおむね1年以上経過したものは、取下げ申請または一旦取り下げ申請してください。</p>
--	--

境界明示申請書

1. 境界確定の目的

2. 申請地の所在 大和高田市

3. 公共物の種類

(1) 道 路 認定道路 (路線名 号線)

その他道路 ()

(2) 法定外公共物 里道 水路 ため池

その他 ()

上記申請地に隣接する公共物との境界が不明のため、明示して下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

年 月 日

住所

申請人

氏名

実印

(電話番号)

大和高田市長 殿

※土木管理課記入欄

立 会 日	年 月 日 () AM・PM : ~
隣接等既明示	整理番号 ー
同時立会者	国土交通省・財務省・奈良県・ 市町
備 考	

委 任 状

私 議

を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

1) 土 地 の 所 在

大和高田市

2) 私所有の上記土地と公共物（ ）との境界確定に関する申請から
完了に至るまでの一切の権限

年 月 日

住 所

申 請 人
(土地所有者)

氏 名

(電話番号)

実 印

隣 接 土 地 調 書

作成日	年 月 日	作成者					
申請地							
字名	地番	地目	地積	所 有 者		測量図の有無	区分
				住 所	氏 名		

※ (1) 公共物に隣接するすべての土地（点接を含む。）について記載すること。
 (2) 所有者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、その下欄に現住所も記入すること。
 (3) 「区分」欄には、申請地、隣接地、対側地を記載し、複数ある場合には番号を打つこと。

境界確定書

1. 境界を確定した区域

末尾記載のとおり

2. 立会年月日

年 月 日

3. 立会者（申請者・隣接土地所有者・関係人等）の職、氏名及び押印（実印）

別添「境界確定図面」記載のとおり

年 月 日 か
ら申請のあった かの境界については、関係者立会のう
え調査を実施し、上記のとおり双方境界を確定したので本書2通を作成し、各々1通を
保管するものとする。

年 月 日

(管理者)

大和高田市市長

住 所

申請人

氏 名

実印

(電話番号)

境界を確定した区域

大和高田市

地内

No.	区 間				隣接民有地		摘 要
		種 別	幅 員	延 長	地 番	所 有 者	

※ 境界線は図面朱線のとおり

土地管理者証明

土地の表示

大和高田市

上記の土地の登記名義人は、下記のとおりであります。当該土地については私が相続、管理しております。

つきましては、この度の境界明示に伴う立会及び確定等に関し、万一利害関係人等より異議の申し立てがありましても当方において一切処理いたします。

登記名義人

年 月 日

大和高田市長 殿

相続人兼土地管理者

住所

氏名

実印

添付書類

○印鑑登録証明書

○相続関係説明図

○作成の根拠となる除籍・戸籍謄本の写し

境界明示申請取下願

1) 明示取下理由

2) 申請地の所在

3) 公共物の種類

市道 管理道路 里道 水路 その他

下記のとおり、境界明示申請書を取下げ致したく、申請いたします。

大和高田市長 殿

年 月 日

住 所

申請者(受任者)

氏 名

(TEL)

印